



3月定例会

議案の中から

# ピックアップ

議案番号30

## 国民健康保険税条例の一部改正について

平成28年度で不足が見込まれる2億2,000万円については、平成24年度からの3年間の医療費の推移等により、通常見込まれる状況に保険給付費を補正後、収支を再積算し、それにより不足が見込まれる7,000万円については国保税の引き上げにより対応し、それでもなお不足が想定される1億5,000万円については、医療費激増に伴う特例措置として、一般会計からの繰り入れにより対応します。

**1. 平成27・28年度の収支見込み**  
国民健康保険特別会計の平成27・28年度の収支見込みは、以下のとおりです。

平成27年12月現在（3月診療分から10月診療分まで）			
◆形式収支見込	H26年度決算（円）	H27年度決算見込（円）	H28年度決算見込（円）
歳入①	81億641万円	92億1,081万8,000円	90億1,771万2,000円
歳出②	81億566万5,000円	92億8,248万2,000円	93億1,602万9,000円
形式収支（①-②）	74万5,000円	▲7,166万4,000円	▲2億9,831万7,000円
※単年度の不足見込み額		7,166万4,000円	2億2,665万3,000円

議案番号16 一般会計補正予算第8号

## 高齢者給付金給付事業

平成27年度の臨時福祉給付金の受給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方を対象に、1人当たり3万円の給付金を支給します。

- ・事務費 1,546万5,000円
- ・事業費 2億4,000万円

**問** ハガキで案内するとのことだが、ひとり暮らしで施設に入所している人の場合、再度案内する方法を考えているか。申請が届かなければそれまでか。

**答** 郵送の場合、戻ってきたときは再度郵送する。申請が期限までにない場合は、リストアップして再度、申請書を送る予定である。

**問** ひとり暮らしの入所者是对応できないと思うので、情報を的確に理解しながらやってもらいたい。

**答** 対象となる人には申請書類を一式郵送する予定で、届かなければ再度送る。関係機関と連携をとって申請してもらうようにする。

**2. 不足する財源の対応について**  
(1)【平成27年度（3月補正予算）対応】  
→ 不足額 7,000万円

「7,000万円」分は、一般会計からの繰り入れで対応

(2)【平成28年度（当初予算）対応】  
→ 不足額 2億2,000万円

- ①「7,000万円」分は、国保税の引き上げで対応
- ②「1億5,000万円」分は、一般会計からの繰り入れで対応

※決算剰余金が発生した場合は、給付準備基金に積み立てします。

**問** 今回の4.4%の値上げによって、収納率の見通しについてどう見ているのか。

**答** 収納率が上がるような、よい影響はない。

**問** 国保税額のモデルケースで、「夫婦と子ども2人の4人世帯で、夫婦で年間265万円の所得がある世帯」と受け取っているのか。

**答** そのとおりである。45歳・43歳が介護保険給付負担の該当者ということで、モデルケースに設定した。

**問** 国保世帯の負担が厳しいという判断で、一般会計からの繰り入れで軽減したのなら、4.4%の値上げも限界を超える厳しい状況があるのではないか。

**答** 負担が増えることは好ましいとは思わないが、会計の中で医療費が増えているという特別会計の仕組みのため、加入者の中で賄っていく仕組みであり、大変心苦しい部分もあるが、理解してもらいたい。



議案番号43

## 公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

▲3億3,175万1千円

社会資本整備総合交付金の配分決定に伴い、歳入では国庫補助金や市債を、歳出では事業費をそれぞれ減額するものです。あわせて、受益者負担金や繰越金、一般会計繰入金等の増減調整に係る補正です。

**問** 合流施設整備工事費や下水道管渠工事費の減額理由は何か。

**答** どちらも社会資本整備交付金事業だが、国からの交付金の配分が減ったため、減額補正となった。当初、下水道管渠の長寿命化と下水道処理場の改築工事を行う予定だったが、交付金の減額により処理場改築工事だけ優先して進め、配分が少なかった分は新年度に取り組むことにした。



下水道工事現場

議案番号28

## 職員の退職管理に関する条例(案)について

地方公務員法の一部改正に伴い、営利企業等に就職した元職員に対する現職員への働きかけの禁止を規定することにより、職員の退職管理の適正を図るため、条例を制定するものです。

**問** 働きかけというのは曖昧な表現だが、どういうことか。

**答** 再就職先との契約が有利になるよう、表に出ていない情報を提供するように要求・依頼することである。

**問** 罰則規定があるのか。禁止事項だけでは何の効果もないと思うが。

**答** 罰則については地方公務員法で「不正な行為を働きかけた場合は1年以下の懲役、または50万円以下の罰金」となる。

**問** 疑いがあると判断するのは誰か。

**答** 公平委員会で、参考人から事情聴取して判断する。

議案番号36

## 水道給水条例の一部を改正する条例

合併10年を経て、各地域別々の水道料金を統一し、また1カ所に統合していく。新設予定の浄水場の資金にも充てることを目的とした条例改正です。

(料金)  
第23条 料金は、次の表により算定した金額に消費税等相当額を加えた額とする。

(1) 専用給水装置

メーターの口径	基本料金(1カ月)	従量料金
13 mm	330円	1立方メートルにつき131円。
20 mm	630円	
25 mm	1,100円	
30 mm	1,300円	
40 mm	3,850円	ただし、公衆浴場用は1立方メートルにつき60円。
50 mm	7,550円	
75 mm	19,000円	
100 mm	38,500円	
150 mm	109,000円	

**問** 料金改定説明会の開催時期はいつか。

**答** 5月にある自治会協議会総会の場合を皮切りに、ふれあいトークなど、できる限り多くの場を使い、十分な理解を得られるように開催する。

**問** 水道料金改定で増減する割合はどうか。

**答** 減額は13%、増額は87%である。

**問** 吉田地区が増加の割合が多いのではないか。

**答** 確かに、現行は吉田地区が一番料金が低いため、統一されると増減の割合が一番多くなる。

### 職員の退職管理に関する条例(案)について【概要】

(1) 元職員による働きかけの禁止

- ①禁止される期間
  - ア. 一般職員として退職した者  
退職後2年間は、退職前5年間の職務に関して、働きかけが禁止されます。
  - イ. 部長・課長級職員として退職した者  
退職前5年間より前に部長級又は課長級の職であった者について、退職後2年間は、退職前5年間より前の当該職務に関しても働きかけが禁止されます。

- ②禁止される事項
  - ア. 再就職先の営利企業等と燕市との間で締結される契約についての働きかけの禁止。
  - イ. 当該営利企業等に対する処分に関する事務についての働きかけの禁止。

(2) 再就職情報の届出  
再就職した管理・監督職であった元職員に、再就職情報の届出を義務付けることとします。

施行日  
平成28年4月1日